

速度取締り指針

令和4年10月
古川警察署

警察署の速度取締り重点

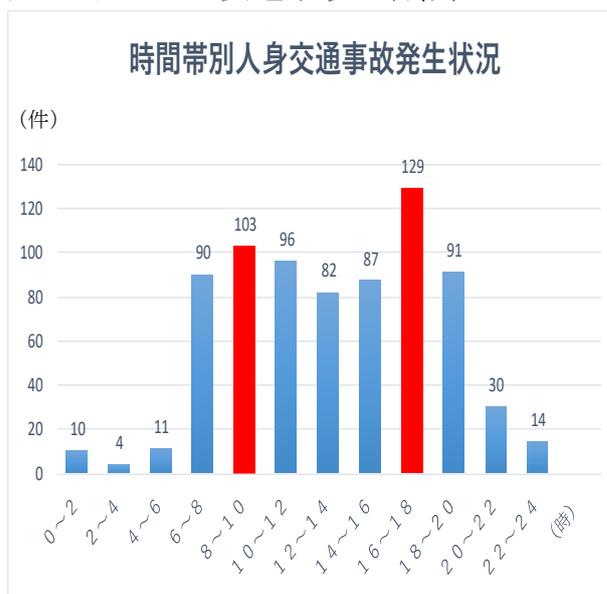
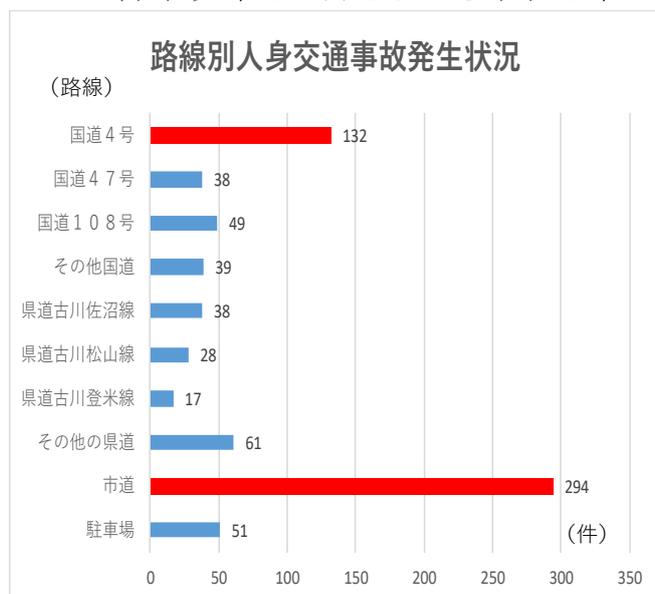
区 域	時間帯	路 線
古川地区、田尻地区	16:00～18:00	県道古川登米線
古川地区、三本木地区	8:00～10:00	国道4号、県道古川佐沼線及び周辺道路
古川地区、松山地区	16:00～18:00	県道古川松山線

- ※ 緊張感を持ってもらうため、過去の死亡・重傷事故発生箇所を分析し、事故の多い路線で取締りを実施します。
- ※ 学生保護のため、通学路や学校周辺での取締りを強化します。
- ※ 交通事故抑止効果を上げるため、周辺区域においても取締りを実施します。

★ 上記以外の場所、時間帯等でも取締りを実施します ★

管内における交通事故実態など（過去3年間）

（令和元年10月1日から令和4年9月30日までの交通事故の特徴）



- 人身交通事故は、通勤時間帯の8時から10時、16時から18時に多発する傾向。
- 市道での人身交通事故の発生が一番多く、次いで国道4号での発生が多い。
- 事故原因は、①前方不注視、②安全不確認、③動静不注視の順であり、ドライバーの緊張感の欠如が交通事故の原因。

速度違反以外の取締りや警戒活動

- 児童や生徒等の安全確保のため、通学路や生活道路での速度違反以外でも取締りを強化します。
- 交差点での交通事故が増加しているため、横断歩行者妨害や赤信号無視、一時不停止などの交差点関連違反の取締りを強化します。